

『保険診療の手引』 2022 年 4 月版 正誤(2022.7.11)

※訂正箇所は**ゴシック太字下線**で表示しております。※今回追加したものは太枠で示しております。

頁	訂正箇所	誤	正				
760	左段上から 6 行目、及び 17 行目	(33) 臍トリコモナス核酸及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出 (350 点) (34) 百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出 (360 点)	(31) 臍トリコモナス核酸及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出 (350 点) (32) 百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出 (360 点)				
1152	下から 10 行目	・・・精神科デイ・ナイト・ケア及びい。また、…	・・・精神科デイ・ナイト・ケア及び 重度認知症患者デイ・ケア（以下「精神科作業療法等」という）に従事することは差し支えない 。また、…				
1251	右段下から 14 行目	J078 子宮腔部薬物焼灼法 100 点	J078 子宮腔 頸管 部薬物焼灼法 100 点				
1655	中段	左から 2 枠目「 初診 」欄を「 再診 」欄に修正し、左から 8 枠目の次に移動する。					
1665	中段	右から 4 枠目の「在宅」欄、「その他」欄（施設入所者）を 3 枠目の病理判断料を算定した場合と位置を入れ替える。					
入院分冊 (P1779~)							
1867	下から 3 枠目	<table border="1"> <tr> <td>29. 悪性腫瘍（医療用麻薬酔等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る）</td> <td>悪性腫瘍（医療用麻薬酔等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る）</td> <td>1 日毎</td> <td>ここでいう医療用麻薬酔等とは、WHO' spain ladder に定められる第 2 段階以上のものをいう。</td> </tr> </table>	29. 悪性腫瘍（医療用麻 薬酔 等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る）	悪性腫瘍（医療用麻 薬酔 等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る）	1 日毎	ここでいう医療用麻 薬酔 等とは、WHO' spain ladder に定められる第 2 段階以上のものをいう。	
29. 悪性腫瘍（医療用麻 薬酔 等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る）	悪性腫瘍（医療用麻 薬酔 等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る）	1 日毎	ここでいう医療用麻 薬酔 等とは、WHO' spain ladder に定められる第 2 段階以上のものをいう。				

『保険診療の手引』 2022 年 4 月版 追補 (2022.7.11)

※訂正箇所は**ゴシック太字下線**で表示しております。※今回追加したものは太枠で示しております。

頁	訂正箇所	誤	正															
239	明細書記載の要点表中「高度難聴指導管理料の口」	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>コード</th> <th>レセプト表示文言</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回算定年月日(初回である場合は初回である旨)を記載する</td> <td>850100488</td> <td>前回算定年月日(高度難聴指導管理料(その他の患者));(元号)yy"年"mm"月"dd"日</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	コード	レセプト表示文言	前回算定年月日(初回である場合は初回である旨)を記載する	850100488	前回算定年月日(高度難聴指導管理料(その他の患者));(元号)yy"年"mm"月"dd"日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>コード</th> <th>レセプト表示文言</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前回算定年月日(初回である場合は初回である旨)を記載する</td> <td>850100488</td> <td>前回算定年月日(高度難聴指導管理料(その他の患者));(元号)yy"年"mm"月"dd"日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>820190488</td> <td>初回(高度難聴指導管理料(その他の患者))</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	コード	レセプト表示文言	前回算定年月日(初回である場合は初回である旨)を記載する	850100488	前回算定年月日(高度難聴指導管理料(その他の患者));(元号)yy"年"mm"月"dd"日		820190488	初回(高度難聴指導管理料(その他の患者))
記載事項	コード	レセプト表示文言																
前回算定年月日(初回である場合は初回である旨)を記載する	850100488	前回算定年月日(高度難聴指導管理料(その他の患者));(元号)yy"年"mm"月"dd"日																
記載事項	コード	レセプト表示文言																
前回算定年月日(初回である場合は初回である旨)を記載する	850100488	前回算定年月日(高度難聴指導管理料(その他の患者));(元号)yy"年"mm"月"dd"日																
	820190488	初回(高度難聴指導管理料(その他の患者))																
694	左段上から 9 行目	縁取り 空胞 を伴う遠位型ミオパチー	縁取り 空胞 を伴う遠位型ミオパチー															
712	左段下(59)の次に右を挿入	<p>(60) コクリントモブプロテイン (GTP) 検出 (460 点)</p> <p>① コクリントモブプロテイン (GTP) 検出は、ELISA 法により、外リンパ瘻を疑う患者に対して、診断のために中耳洗浄液中のコクリントモブプロテイン (GTP) を測定した場合に、「63」血管内皮増殖因子 (VEGF) の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める適正使用指針を遵守する。</p> <p>② 本検査を実施した場合、「D026」検体検査判断料については、「1」尿・糞便等検査判断料を算定する。</p>																
755	右段上から 4 行目	<p>(18) SARS-CoV-2 核酸検出 (外部委託の場合) (850 点)、SARS-CoV-2 核酸検出 (700 点)</p> <p>① SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、D012 「56」 HTLV-I 抗体 (ウエスタンブロット法及びラインプロット法) の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、「10」HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、D026 「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名をレセプト「摘要」欄に記載する。</p>	<p>(18) SARS-CoV-2 核酸検出 (700 点)</p> <p>① SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、「10」HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名をレセプト「摘要」欄に記載する。</p>															
759	左段下から 11 行目	<p>(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 (外部委託の場合) (850 点)、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 (700 点)</p> <p>① SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法 (定性) により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、D012 「56」 HTLV-I 抗体 (ウエスタンブロット法及びラインプロット法) の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、「10」HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、D026 「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名をレセプト「摘要」欄に記載する。</p>	<p>(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 (700 点)</p> <p>① SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法 (定性) により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、「10」HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名をレセプト「摘要」欄に記載する。</p>															

760	左段中(34)の次に右を挿入	<p>(33) SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出</p> <p>① SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及び RS ウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及び RS ウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、「10」 HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリ-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>② COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>③ COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日健感発 0225 第 1 号）の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>④ SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出を実施した場合、「D012」感染症免疫学的検査の「23」RS ウイルス抗原定性、「D023」微生物核酸同定・定量検査の SARS-CoV-2 核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む）については、別に算定できない。</p> <p>⑤ 本検査を算定するに当たっては、「10」の「注」に定める規定は適用しない。</p>					
1281	表中 K054 骨切り術の下に右を挿入	<table border="1" data-bbox="323 725 909 813"> <tr> <td data-bbox="323 725 909 779">K054-2 脛骨近位骨切り術</td> <td data-bbox="909 725 1544 779">K068-2 関節鏡下半月板切除術</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="909 779 1544 813">K069-3 関節鏡下半月板縫合術</td> </tr> </table>	K054-2 脛骨近位骨切り術	K068-2 関節鏡下半月板切除術		K069-3 関節鏡下半月板縫合術	
K054-2 脛骨近位骨切り術	K068-2 関節鏡下半月板切除術						
	K069-3 関節鏡下半月板縫合術						
1289	左段下から 11 行目	…、K343-2、K388-3、K400 の 3…	…、K343-2、 K374-2 、K388-3、 K394-2 、K400 の 3…				
1289	右段下から 21 行目	…K684-2、K697-4 の 1…	…K684-2、 K695-2 、K697-4 の 1…				
1292	下段右から 19 行目	経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うもの）、内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）、喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたものに限る）	経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うもの）、 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む） 、内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）、 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術 、喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたものに限る）				
1292	上段左から 21 行目	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術、移植用部分肝採取術（生体）（腹腔鏡によるものに限る）、	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術、 腹腔鏡下肝切除術 、移植用部分肝採取術（生体）（腹腔鏡によるものに限る）、				
1293	下段左から 19 行目	膀胱水圧拡張術、ペースメーカー移植術…	膀胱水圧拡張術、 ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道） 、ペースメーカー移植術…				
1293	下段左から 23 行目	膀胱水圧拡張術及び腹腔鏡下仙骨腔固定術…	膀胱水圧拡張術、 ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道） 及び腹腔鏡下仙骨腔固定術…				
1696	上から 12 行目	腹腔鏡下副腎摘出手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出手術（褐色細胞腫）	腹腔鏡下副腎摘出手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出手術（褐色細胞腫）				
1706	上から 17 行目	(12) 腹腔鏡下副腎摘出手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出手術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	(12) 腹腔鏡下副腎摘出手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出手術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）				

最新の正誤表については、保団連 HP(<https://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介しておりますので、ご確認下さい。